

I あらゆる分野への参画の推進（※特集参照）

Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

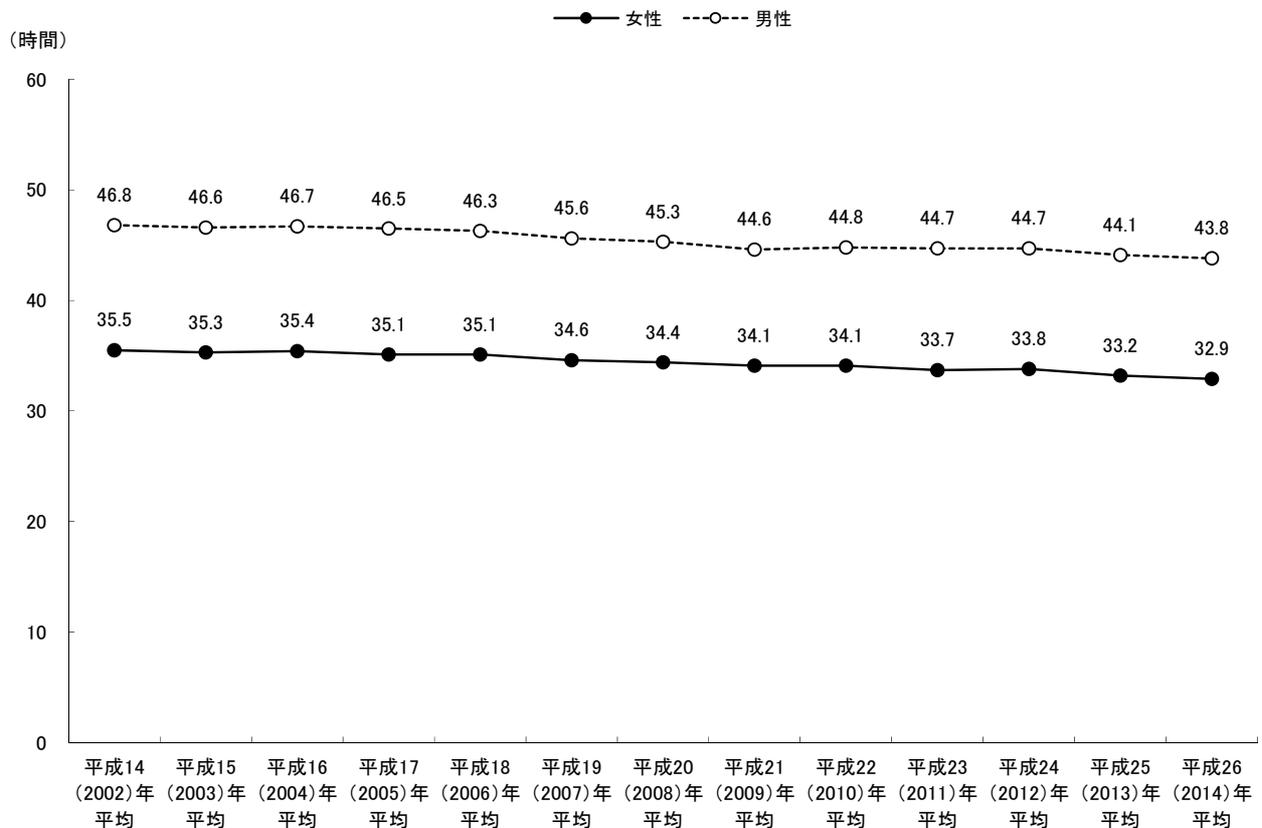
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

Ⅱ-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

1. 労働者の平均週間就業時間

平均週間就業時間は男女とも緩やかに減少している。平成 26（2014）年平均で女性は 32.9 時間、男性は 43.8 時間である。

図表Ⅱ-1-1 労働者の平均週間就業時間の推移（全国）



注：平成 23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

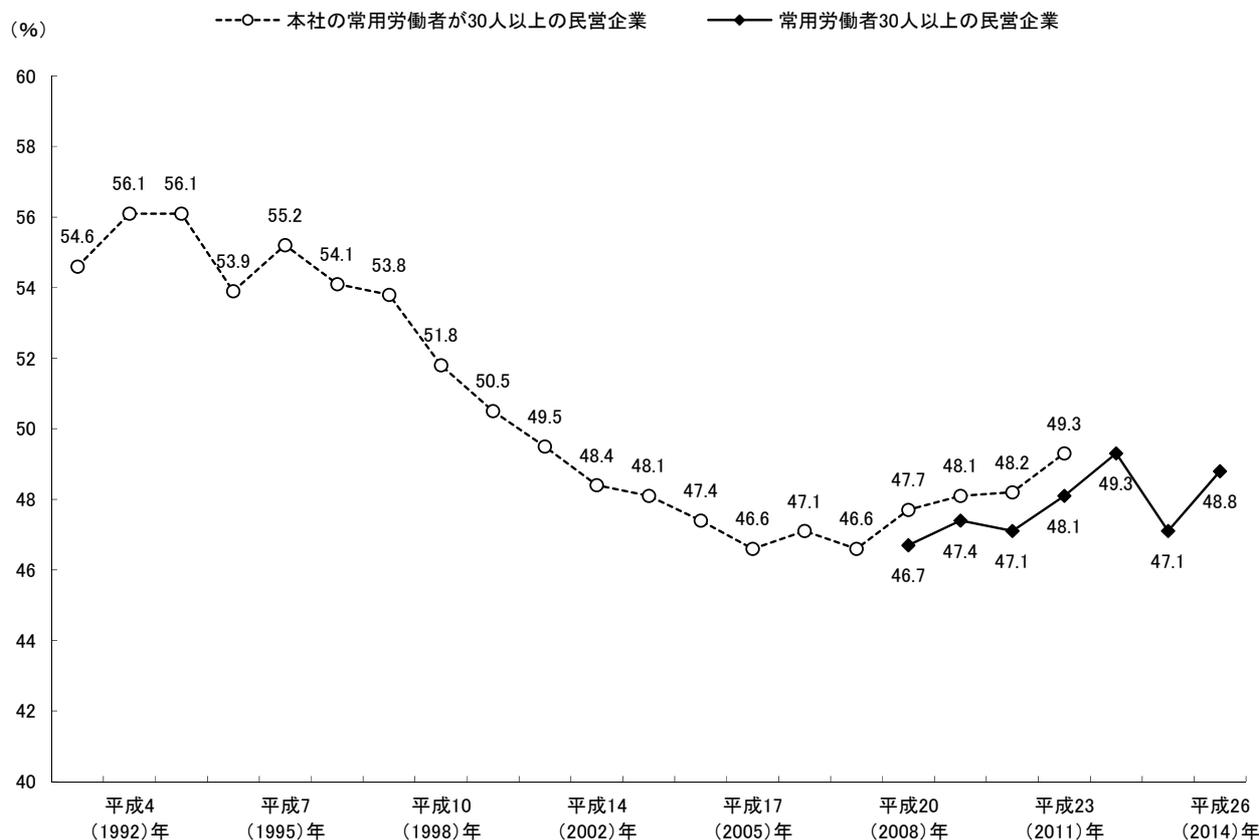
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成 26 年平均）

Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

2. 年次有給休暇の取得率

全国の労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移は、平成 8（1996）年以降平成 16（2004）年まで一貫して減少し、その後増加傾向となっており、平成 25（2013）年に減少したものの平成 26 年（2014）年には 48.8%と平成 24（2012）年と同程度まで増加している。

図表Ⅱ－1－2 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移（全国）



＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針（仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定）」の中で、年次有給休暇取得率を平成 32（2020）年に 70%とすることを数値目標として掲げている。

注 1：平成 12（2000）年に「賃金労働時間制度等総合調査」から名称を「就労条件総合調査」と改め、調査対象期日を 12 月末日現在から 1 月 1 日現在に変更した。

注 2：「取得率」は、取得日数／付与日数×100（%）である。

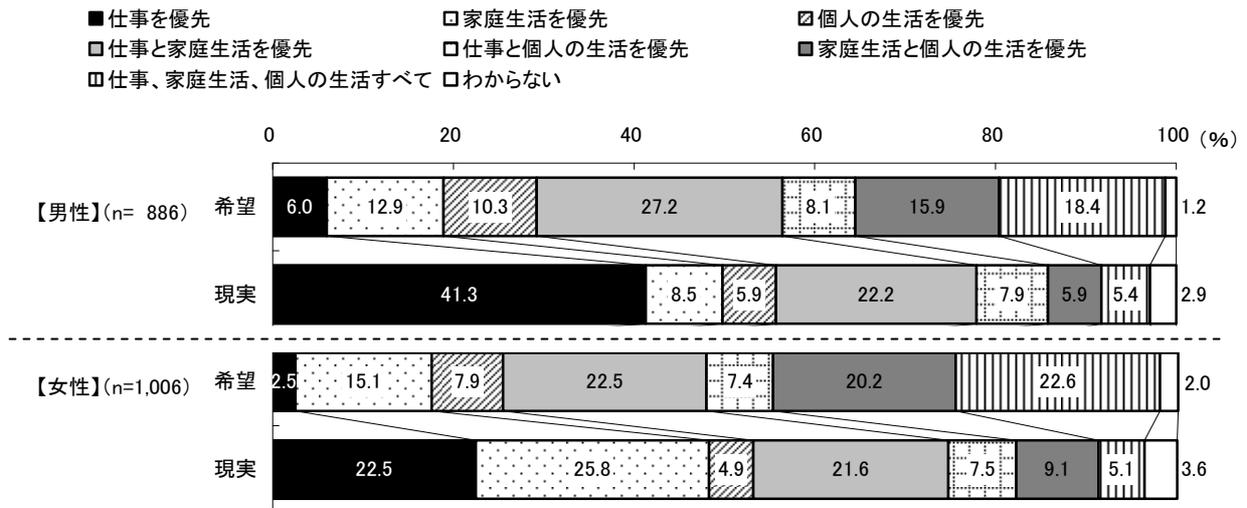
注 3：平成 19（1999）年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」としており、平成 20（2008）年から「常用労働者 30 人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

資料：厚生労働省「平成 26 年就労条件総合調査」

3. 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）

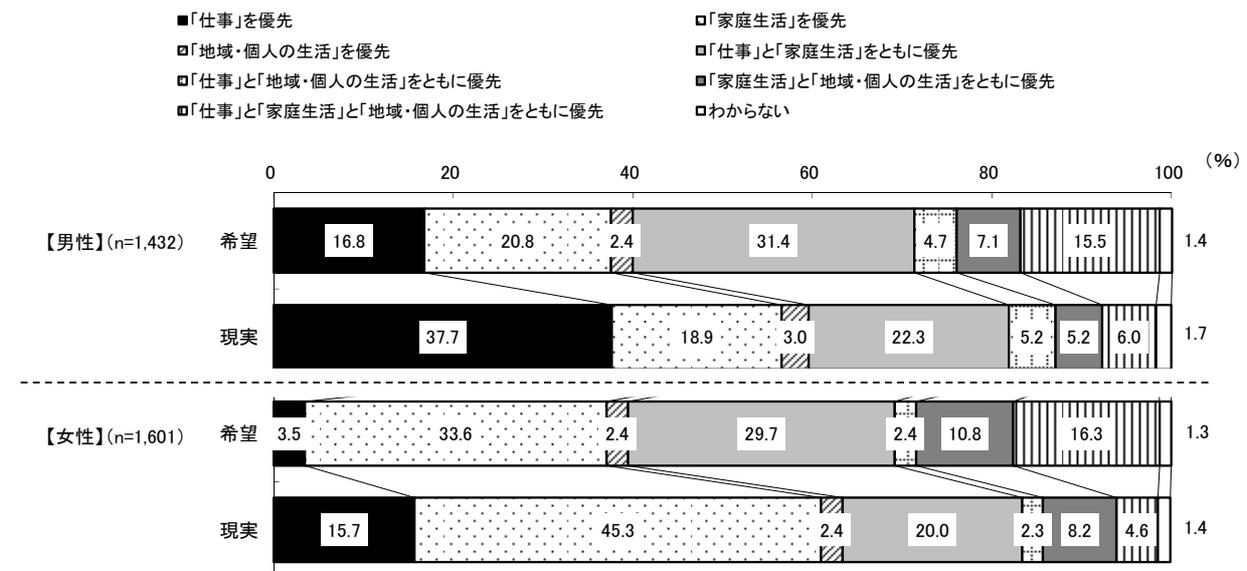
仕事、家庭生活、個人の生活の優先度について希望と現実を聞いたところ、都では、男性は希望では「仕事と家庭生活を優先」が高いものの、現実では「仕事を優先」が高く、女性は希望では「仕事と家庭生活を優先」「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」が高いものの、現実では「家庭生活を優先」が高い。全国では、男性は都と同様の傾向だが、女性は希望でも現実でも「家庭生活を優先」が最も高い。

図表Ⅱ－１－３ 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）（都・全国）
 <都>



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」（平成 23 年）

<全国>



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年）